

昭和四十五年法律第七号

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

第一条 この法律は、成田国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。

(空港周辺地域整備計画の決定等)

第二条 千葉県知事は、成田国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備に関する計画(以下「空港周辺地域整備計画」という。)の案を作成し、これを総務大臣に提出しないうべからず、あらかじめ、関係市町村の長の意見をきかなければならない。

第三条 空港周辺地域整備計画は、次に掲げる施設の整備の目標、整備に関する事業の概要及び経費の概算について定めるものとする。

- 一 道路
二 河川
三 生活環境施設
四 教育施設
五 消防施設
六 農地及び農業用施設
七 前各号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺地域の整備を促進するために必要と認められる施設

第四条 総務大臣は、第一項の規定により空港周辺地域整備計画の案の提出があつた場合には、遅滞なく、これを当該空港周辺地域整備計画の案について関係がある行政機関の長に通知するものとする。

第五条 総務大臣及び次条第一項の主務大臣は、空港周辺地域整備計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備計画を決定する。

第六条 総務大臣は、空港周辺地域整備計画の決定があつたときは、これを千葉県知事に通知しななければならない。

第七条 前各項の規定は、空港周辺地域整備計画を變更する場合について準用する。

第八条 (国の負担又は補助の割合の特例等)
前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業及び表に掲げるもののうち総務大臣が主務大臣及び財務大臣と協議して指定するもの(次項において「特定事業」という。)に要する経費に對す

る国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定(第三項及び第四項の規定を含む。)にかかわらず、同表のとおりとする。

第二条 国は、特定事業に要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費については、前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

第三条 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業のうち道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路の舗装その他の改築に要する経費に對する国の負担割合については、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、四分の三(土地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二)の範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

第四条 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業のうち下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に要する経費に對する国の負担割合については、同法第三十四条の規定に基づく政令で定める補助の割合を超える割合を政令で定めることができる。

第五条 第一項に規定する事業が首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律百十四号)第四条に規定する特定事業に該当する場合において、当該事業に係る経費について同法第五条の規定の例により算定した国の負担割合が同項の規定による国の負担割合を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業に係る国の負担割合については、同条の規定の例により算定した割合とする。

第六条 国は、前条に定めるもののほか、空港周辺地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

第七条 (政令への委任)
第三条第五項の規定により国が負担し又は補助することとなる額の交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第八条 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成四十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成四十一年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

第三条 別表の規定の昭和六十年度から平成四年度までの各年度における適用については、同表道路の項中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、「十分の八」とあるのは「十分の七(町村にあつては、十分の八)」と、同表消防施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の六(町村にあつては、三分の二)」とする。

第四条 前項に定めるもののほか、空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業については、他の法律の規定に基づく政令の規定により昭和六十年度から平成四年度までの間における国の負担割合につき従来の割合を下回る割合が定められた場合においては、政令で、当該規定を適用しない旨その他の特例を定めることができる。

附則(昭和四五年二月二日法律第一三三七号)抄
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和五一年六月一日法律第六八号)抄
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和五四年三月三十一日法律第一四号)抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和六〇年五月八日法律第三七号)抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年五月八日法律第四六号)抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和六二年五月八日法律第五四号)抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和六三年五月六日法律第二八号)抄
この法律は、公布の日から施行する。

六十一年度から昭和六十三年までの各年度の特別に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十三年の特別に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)

又は補助(昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度の国庫債務負担行為に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)にあつては、昭和六十三年の特別に於ける国の負担(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)

又は補助(昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度の国庫債務負担行為に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)にあつては、昭和六十三年の特別に於ける国の負担(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)

又は補助(昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度の国庫債務負担行為に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)にあつては、昭和六十三年の特別に於ける国の負担(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)

又は補助(昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度の国庫債務負担行為に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)にあつては、昭和六十三年の特別に於ける国の負担(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)

又は補助(昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度の国庫債務負担行為に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)にあつては、昭和六十三年の特別に於ける国の負担(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)

又は補助(昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度の国庫債務負担行為に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)にあつては、昭和六十三年の特別に於ける国の負担(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)

又は補助(昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度の国庫債務負担行為に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)にあつては、昭和六十三年の特別に於ける国の負担(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特別に係るもの)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)

- 九 過疎地域自立促進特別措置法
- 十 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
- 十一 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 十二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
- 十三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）
- 十四 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）
- 十五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

附 則（平成二〇年五月一三日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三十一日法律第一二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年四月三〇日法律第二八号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成二十一年四月一日から適用する。

（検討）

第二条 政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正前の成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表道路の項に規定する事業についての平成二十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担金、補助金又は交付金で平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものの交付については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年三月三十一日法律第九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月三〇日法律第九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表農地及び農業用施設の項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

事業の区分		事業の区分		事業の区分		事業の区分		事業の区分			
事業	主体	事業	主体	事業	主体	事業	主体	事業	主体		
道路	一般国道（道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。）又は主要な県道（同法第七条第一項の規定による県道をいう。）若しくは市町村道（同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるものの新設又は改築（次に掲げるものを除く。）	道路	一般国道（道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。）又は主要な県道（同法第七条第一項の規定による県道をいう。）若しくは市町村道（同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるものの新設又は改築（次に掲げるものを除く。）	河川	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項に規定する一級河川の改良工事	河川	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項に規定する一級河川の改良工事	生活	下水道法第二条第二号に規定する環境下水道の設置又は改築	生活	下水道法第二条第二号に規定する環境下水道の設置又は改築
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市		
十分	十分	十分	十分	十分	十分	十分	十分	十分	十分		
七分	七分	七分	七分	七分	七分	七分	七分	七分	七分		
三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分		
四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分		
三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分		
二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分	二分		
三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分	三分		
四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分	四分		
五分	五分	五分	五分	五分	五分	五分	五分	五分	五分		
六分	六分	六分	六分	六分	六分	六分	六分	六分	六分		
七分	七分	七分	七分	七分	七分	七分	七分	七分	七分		
八分	八分	八分	八分	八分	八分	八分	八分	八分	八分		
九分	九分	九分	九分	九分	九分	九分	九分	九分	九分		
十分	十分	十分	十分	十分	十分	十分	十分	十分	十分		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の